

議案第46号

清水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和3年6月18日提出

清水町長 阿部 一 男

清水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

清水町国民健康保険税条例（昭和38年清水町条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第15項中「令和元年度分及び令和2年度分」を「令和2年度分及び令和3年度分」に、「令和2年2月1日から令和3年3月31日」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に申請されている保険税の減免については、なお従前の例による。